

コロナ禍における地域包括ケア ～気仙沼・南三陸地域の健康危機管理の拠点から～

宮城県気仙沼保健所 所長 野上 慶彦

この記録誌を読んでいる皆様は、「保健所」といえば、どのようなイメージをお持ちでしょうか。平成6年に「地域保健法」という法律が施行され、市町村は住民に身近なサービスを提供し、保健所は専門的サービスの提供や広域的調整を行うという役割分担がなされました。つまり、保健所は普段、地域住民の皆様の生活を「陰日向で支える」存在となっております。

さて、保健所には、保健所長（医師）、保健師、管理栄養士、リハビリテーション専門職、獣医師、薬剤師、事務職など多くの職種が勤務しており、普段の保健所は「対人保健」及び「対物保健」の業務を行っております。特に、対人保健部門（地域保健福祉部）では、感染症や結核対策、難病保健福祉の業務、精神保健福祉業務、健康づくり業務など幅広い業務を行っており、地域の保健医療福祉分野の関係者とのつながりがございます。その他にも医療機関の立入検査などの業務を行い、日頃から医療機関と密接なやりとりがございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行は、皆さんの生活に大きな影響を及ぼしています。このように住民に健康被害が発生又は拡大する可能性がある場合、普段、「陰日向で」住民の生活を支えてきた保健所は、「地域における健康危機管理の拠点」となります。ここでいう、健康危機管理とは、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの」を指しています（厚生労働省健康危機管理基本指針）。保健所は、地域における健康危機管理の拠点として医療機関や市町村保健センター等の活動を調整して、必要なサービスを住民に対して提供する仕組みづくりを行い、健康危機に対応する主体となることが期待されております。健康危機管理の業務の一連の流れは、「健康危機の発生の未然防止」「健康危機発生時に備えた準備」「健康危機への対応」「健康危機による被害の回復」と整理されています（地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～）。

新型コロナウイルス感染症流行期の保健所では感染が確認された方にお話を伺って感染経路の推定を行っている（積極的疫学調査）ほか、患者様に必要な医療、療養につないでいます。加えて、感染が拡大しないように必要な方に対して検査や健康観察を行っています。

気仙沼・南三陸地域で新型コロナウイルス感染症対策を行っている中で感じていることは、他の保健所と比べまして、気仙沼保健所と関係機関とで顔の見える関係がしっかりと形成されており、会議や研修などを通じて感染症対策がより浸透している点であります。このことは先ほど述べた「健康危機の発生の未然防止」や「健康危機発生時に備えた準備」の強化に通ずるところですが、実際に関係機関内で陽性者が発生した際にも、保健所と関係機関とでお互い連絡を取り合うことで感染拡大防止に好影響をもたらし、「健康危機への対応」や「健康危機による被害の回復」の強化にもつながっています。結局のところ、気仙沼保健所だけで地域の感染症対策を行うことは不可能であり、関係機関と一緒にすることで始めて新型コロナウイルス感染症と闘うことができているのだと改めて気付かされました。

終わりになりますが、地域の住民の皆様のために、共に考え、共に行動していただいている気仙沼市・南三陸町の関係者の皆様、気仙沼市医師会の皆様、地域の医療機関をはじめとする関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。気仙沼保健所は、地域資源の一つとして、そして「気仙沼・南三陸地域における健康危機管理の拠点」として、今後も、地域の住民の皆様のために業務に励んでまいります。



気仙沼保健所（気仙沼市東新城）